

# 委 託 契 約 書

愛媛県農林水産研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

- 第1条 甲は、愛媛県農林水産研究所本館空調設備保守点検業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。
- 2 委託業務は、別添仕様書のとおりとする。
- 3 乙が作業の結果、万一施設の機能に異常を認めたときは、直ちに甲に進言し、甲、乙協議のうえ適切な処理を講ずる。
- 4 空調設備の使用中に異常が発生したときは、甲は乙に連絡し、乙は速やかに点検等の対応をするものとする。
- 5 前2項により必要となる修理については、別に契約する。

（委託の期間）

第2条 業務の委託期間は、令和8（西暦2026）年4月1日から令和9（西暦2027）年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、乙に対し、委託料として金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。

なお、支払は前期と後期の業務完了確認後に前期分 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）、後期分 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金 円とする。

（免除の場合は、「契約保証金は、免除する。」と記載する。）

（代理受領の禁止）

第5条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

（権利の譲渡等）

- 第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。
- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(完了検査)

第9条 乙は、各期間の委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、業務完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第10条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料請求書(様式第2号)により甲に請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

2 甲は、前項の支払い期限内に委託料を支払うことができないときは、支払い期限の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、遅延利息を乙に支払うものとする。遅延利息の計算は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)によるものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(業務内容の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲が定めるものとする。

(業務の完了遅延)

第12条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により完了期限までに業務を完了することができなかったときは、完了期限の翌日から検査に合格する日までの日数に応じ、契約金額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額を、遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の日数には、完了の通知のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第15条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第17条 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和8年 月 日

甲 愛媛県松山市上難波甲311番地  
愛媛県農林水産研究所  
所 長 ⑩

乙

⑩

(別添)

### 農林水産研究所本館空調設備保守点検業務委託仕様書

冷暖房運転切替作業及び点検  
機器関係及び燃焼系統の点検、調整

機器名	数量	年間点検回数※	保守内容
空調設備機器 (年2回)			
本館空調設備機器			
吸収式冷温水器 YAZAKI アロエース	1 組	2 回	本体バルブ切替、各保安装置設定確認、気密状態確認、電気回路・絶縁点検、自動制御装置点検、燃焼調整、フレーム電流測定及空燃比調整、抽気操作、アブソーバーロス測定、ブローファンモーター電流値測定、ストレーナー・ノズルチップ清掃、総合運転調整及データ採取
冷却塔	1 基	2 回	ファンモーター過熱・振動点検、外観・騒音点検、キャリーオーバーモーター受ファンベルト点検、散水装置及ボールタップ作動点検、タワー内清掃、総合運転調整
冷却水ポンプ	1 台	2 回	直結・芯出し確認調整、カップリングゴム点検、振動異音点検、外観状態点検、電流値・電圧値・絶縁抵抗確認、締切圧力・運転圧力点検
冷温水ポンプ	2 台	2 回	直結・芯出し確認調整、カップリングゴム点検、振動異音点検、外観状態点検、電流値・電圧値・絶縁抵抗確認、締切圧力・運転圧力点検
オイルポンプ	1 台	2 回	グランドパッキン点検、カップリングゴム点検、電流値・電圧値・絶縁抵抗点検、振動異音点検
膨張タンク	1 基	1 回	膨張タンク外装点検、補給水点検、ボールタップ作動点検、タンク配管関係漏水点検
地下オイルタンク	1 基	1 回	タンク外装・液面指示計点検、満減警報作動及ランプ点検、指示スイッチ・プサンスイッチ点検
オイルサービスタンク	1 基	1 回	タンク外装・液面指示計点検、運転・停止表示ランプ点検、満減警報ランプ点検
ユニット型空調機	1 基	2 回	運転電圧測定、送風機モーター表面温度・電流・絶縁抵抗値測定、空気・温度・吹出吸込温度測定、加温器点検、フィルター・ケーシング・ドレンパン点検、送風機ベアリング及ベルト点検、三方弁作動状況点検
ファンコイルユニット	111 台	2 回	スピードコントローラーによる運転確認、吹出吸込温度測定、運転音確認、羽根車・コイルの汚れ点検、ドレン排水状態点検、フィルター目詰まり状態清掃
空冷ヒートポンプパッケージエアコン			
床置型 3.75kw	1 台	2 回	圧縮機点検、室内外ファンモーター異音確認、吹出吸込温度測定、フィルター目詰まり点検清掃、ドレン排水状態点検
天井カセット型 5.5kw	2 台	2 回	圧縮機点検、室内外ファンモーター異音確認、吹出吸込温度測定、フィルター目詰まり点検清掃、ドレン排水状態点検
天井カセット型4方向 3.75kw	1 台	2 回	圧縮機点検、室内外ファンモーター異音確認、吹出吸込温度測定、フィルター目詰まり点検清掃、ドレン排水状態点検
天井カセット型4方向 3.0kw	1 台	2 回	圧縮機点検、室内外ファンモーター異音確認、吹出吸込温度測定、フィルター目詰まり点検清掃、ドレン排水状態点検
天井カセット型4方向 2.5kw	1 台	2 回	圧縮機点検、室内外ファンモーター異音確認、吹出吸込温度測定、フィルター目詰まり点検清掃、ドレン排水状態点検
天井カセット型4方向 2.0kw	1 台	2 回	圧縮機点検、室内外ファンモーター異音確認、吹出吸込温度測定、フィルター目詰まり点検清掃、ドレン排水状態点検
天井カセット型4方向 1.3kw	1 台	2 回	圧縮機点検、室内外ファンモーター異音確認、吹出吸込温度測定、フィルター目詰まり点検清掃、ドレン排水状態点検
ルームエアコン 3.2Kw	1 台	1 回	圧縮機点検、室内外ファンモーター異音確認、吹出吸込温度測定、フィルター目詰まり点検清掃、ドレン排水状態点検
ルームエアコン 2.5Kw	1 台	1 回	圧縮機点検、室内外ファンモーター異音確認、吹出吸込温度測定、フィルター目詰まり点検清掃、ドレン排水状態点検

空調計装機器 (年2回)

熱源制御

モジュロールモーター	2 台	2 回	本体清掃、外観点検
弁リンケージ	2 台	2 回	本体清掃、外観点検
単座弁	2 台	2 回	本体清掃及外観点検、弁作動点検、グランド部点検
絶縁トランス	2 台	2 回	温度測定、指示、実測、誤差チェック
排煙濃度計	1 台	2 回	温度測定、指示、実測、誤差チェック

空調計装設備

モジュロールモーター	1 台	2 回	本体清掃、外観点検
弁リンケージ	1 台	2 回	本体清掃、外観点検
三方弁	1 台	2 回	本体清掃、外観点検、作動点検
ダンパー操作器	2 台	2 回	ダンパー開閉作動点検
白金測温抵抗体	1 台	2 回	抵抗値測定作動点検
挿入型湿度検出器	1 台	2 回	温度測定作動チェック
デジタル調節計	2 台	2 回	測定点0~50℃、指示値・誤差測定

クリーンルーム培養室設備機器 (年1回)

組織培養室設備

プレハブパネル機器設備

培養室プレハブパネルルーム	1 式	1 回	リークテスト(空気漏れチェック)、パネルの目地コーキングの点検補修
温調ユニット	1 台	1 回	空調機・冷温水ポンプ点検、電気系統・制御機器作動点検、フィルター清掃
温調ユニット	2 台	1 回	空調機・冷温水ポンプ点検、電気系統・制御機器作動点検、フィルター清掃
冷凍機	1 台	1 回	冷凍機・室外機・冷却器点検、保護装置の作動値点検、電気系統・制御機器作動点検、フィルター清掃
冷凍機	2 台	1 回	冷凍機・室外機・冷却器点検、保護装置の作動値点検、電気系統・制御機器作動点検、フィルター清掃
制御盤	1 面	1 回	内部スイッチ類の接点作動点検、デジタル温度計類の作動点検、各端子の締増し

細胞育種実験室クリーンルーム培養室設備

プレハブパネル機器設備

クリーンルーム用温調機	1 台	1 回	空調機・室外機点検、電気系統・制御機器作動点検、フィルター清掃
外気処理ユニット	1 台	1 回	エアフィルター汚れ点検、補修
フィルターユニット	2 台	1 回	汚れ点検、必要に応じて清掃
培養室用温調ユニット	3 台	1 回	空調機・冷温水ポンプ点検、電気系統・制御機器作動点検、フィルター清掃
冷凍機	3 台	1 回	冷凍機・室外機・冷却器点検、保護装置の作動値点検、電気系統・制御機器作動点検、フィルター清掃
制御盤	1 面	1 回	内部スイッチ類の接点作動点検、デジタル温度計類の作動点検、各端子の締増し

植物培養準備室培養室(恒温恒湿)設備 (年1回)

プレハブパネル機器設備

空冷チラーユニット	1 台	1 回	空調機・室外機・冷温水ポンプ点検、電気回路・電気機器の点検調整、電気系統各制御機器作動点検、冷媒ガス漏れ点検、総合作動点検
床置ファンコイルユニット	1 台	1 回	冷温水の循環状況点検、吸込フィルター清掃、シロッコファン羽根清掃、冷却フィン清掃
冷温水循環ポンプ	1 台	1 回	電圧・電流・絶縁抵抗測定、水漏れ点検、モーター温度・音異常点検、スイッチ類の点検
送風機	2 台	1 回	電圧・電流・絶縁抵抗測定、ファン清掃、補修
冷水タンク	1 基	1 回	水漏れ点検、自動給水弁の作動点検、圧力制御点検
制御盤	1 面	1 回	内部スイッチ類の接点作動点検、デジタル温度計類の作動点検、各端子の締増し

※ 冷暖房切替点検時期 : 冷房切替(5月~6月)、暖房切替(10月~11月)

様式第1号（第9条関係）

令和 年 月 日

愛媛県農林水産研究所長 様

住 所  
法人名  
代表者職氏名

愛媛県農林水産研究所本館空調設備保守点検業務完了報告書

令和 年 月 日付で契約を締結した愛媛県農林水産研究所本館空調設備保守点検業務委託について、委託契約書第9条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を次のとおり提出します。

## 業務実施状況

実施年月日	業務実施内容	備 考

様式第2号（第10条関係）

愛媛県農林水産研究所本館空調設備保守点検業務委託料請求書

令和 年 月 日

愛媛県農林水産研究所長 様

住 所

法人名

代表者職氏名

令和 年 月 日付で契約を締結した愛媛県農林水産研究所本館空調設備保守点検業務委託について、委託契約書第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金

円也